平成２１年（フ）第７８２号
熊本市八反田２丁目１番28号
債務者　益田　龍一
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９３０号
熊本市練兵町78番地　408号
債務者　浦田　敦代
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２３３号
福島県いわき市内郷綴町金谷24番地の２
債務者　小齋　　恵
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２３５号
釧路市川上町４丁目２番地の１　ロイヤルシティーコート301
債務者　大西　香里（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１９７号
栃木県下都賀郡大平町大字西水代2991番地５　リビエル悠々202号
債務者　藤島　義明
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月５日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第２７５号
愛知県豊橋市上地町108番地
債務者　谷　日出基
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３０１号
愛知県豊橋市飯村町字東川87番地の２
債務者　近藤由実子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３１４号
愛知県豊川市御油町行力４番地の４
債務者　池戸　孝彰
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３１５号
愛知県蒲郡市御幸町27番４号
債務者　牧野眞留美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第５３１号
岡山県倉敷市児島元浜町123番地10
債務者　喜田　修仁
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１７号
岡山市北区学南町２丁目３番19号　コーポオークA102
債務者　河元　節子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０５号
岡山市東区瀬戸町弓削937番地２
債務者　伊久　栄治
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８２０号
岡山市中区四御神836番地　C511―19
債務者　三原　玲子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３６号
岡山市南区藤田666番地36
債務者　児島由里江
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６２号
岡山市中区湊451番地　光ケ丘団地A―17
債務者　西野　純一
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８６３号
岡山市中区湊451番地　光ケ丘団地A―17
債務者　西野由起子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部